

「連携中枢都市圏（嶺北）^{クロス}×東京」プラットフォーム事業運営業務 仕様書

1 業務名

「連携中枢都市圏（嶺北）^{クロス}×東京」プラットフォーム事業運営業務

2 目的

北陸新幹線福井開業効果の持続化・更なる拡大に向け、ふくい嶺北連携中枢都市圏^{※1}（以下「嶺北」という。）の食品、特産品等の販路拡大や、首都圏からの交流人口拡大を図るため、東京都において嶺北の加工食品をはじめとする特産品等の発信や市町のPRを行い、食材のブランド力や市町の認知度向上につなげることを目的とする。

※1 ふくい嶺北連携中枢都市圏

福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町の11市町で構成する圏域

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 嶺北ダイニング^{クロス}×東京
- (2) 嶺北セレクション^{クロス}×東京
- (3) 「嶺北^{クロス}×東京」フェア

5 業務内容詳細

(1) 嶺北ダイニング×東京

東京都内飲食店において、首都圏のメディア関係者や高購買力層を対象に、嶺北の食材を使用した限定メニューの提供、食材や工芸品のPR及び各市町首長によるトップセールスを行う。

ア 開催回数

令和8年10月、11月、令和9年1月中旬から2月中旬までの期間のうち2回開催すること。

(日程については、嶺北各市町の予定を鑑み、発注者と協議のうえ決定すること。)

イ 開催場所

ふくい南青山291 (東京都港区南青山5丁目4-41 グラッセリア青山内)

ウ 実施内容

(ア) 企画立案

- ・イベント名称を提案すること(契約締結後に発注者と協議のうえ決定すること。)
- ・「(ウ) 実施業務」の内容を反映させ、ターゲットに効果的なイベント内容及びおおよそのタイムスケジュールを提案すること。
- ・対象者の参加が期待できる効果的な広報や募集方法を提案すること。
- ・本仕様書に定める業務内容に加えて、業務効果を高めるための独自の提案がある場合は、企画提案書にその内容を記載すること。

(イ) 全体調整業務

- ・事業全体の進行を管理し、運営に係る業務を行うとともに関係者との連絡調整を行うこと。ただし、嶺北各市町との連絡調整は発注者が行うものとする。

(ウ) 実施業務

- ・ふくい南青山291において、加工食品や生鮮食品などの嶺北の食材を使用し、食を通じて嶺北をPRするイベントを実施する。実施にあたっては、施設運営事業者や関係者と十分に連携を行うこと。
- ・会場の設営・撤去を行うこと。
- ・イベント進行のための司会者を手配すること。
- ・イベントは2部構成とし、第1部として嶺北の食や食文化の魅力とそれを体験する観光の楽しみなどを広く国内に発信し、誘客を促進するためのメディア対象のプロモーションを行い、その後第2部において、嶺北の食や食文化、観光について、高購買力層に対し直接発信すること(第1部、第2部の時間配分は提案に含めること。)
- ・1回あたりの募集人数は、第1部についてはメディア関係者20社程度、第2部については高購買力層25人程度とすること。なお、効果的な情報発信を行うために、メディア関係者の一部が第2部にも参加することが適していると考えられる場合は、メディア関係者数社が第2部にも参加するよう調整すること。
- ・メディア関係者(20社のうち5社までをマイクロインフルエンサーとすることも可とする。)については、特定の分野に偏ることのないよう、目的を達成するために適切かつ様々な分野を募集し、後日嶺北の食や観光をテーマとした情報発信をしてもらうこと。

- ・高購買力層の募集について、定員を超える申し込みがあった場合は、初めて申し込む方を優先すること。
- ・嶺北に興味関心を持ってもらうために、嶺北において飲食店を営むシェフに対して嶺北の食材を使ったメニュー開発を依頼し、参加者に提供すること（食事の提供スタイルについても提案に含めること。）。
- ・メニューに使用する食材については、産地が偏らないように選定すること。また、契約締結後に提供する食材リストからも積極的に活用するよう努めること。
- ・食器は、嶺北の工芸品のPRに繋がるものを選定し、使用すること（使用する場合は、全てのメニューで使用しなくてよい。メニューに応じて選定すること。レンタルも可とする。）。
- ・各回の第1部及び第2部において、使用する食材の生産者1人以上、使用する食器等の職人1人以上を招聘し、参加者に対し食材や商品についてPRする時間を設けること。
- ・職人を招聘するにあたり、職人がPR販売を希望する場合は、販売の機会を設けること。
- ・各回の第1部及び第2部において、嶺北各市町の首長やPR担当者が市町をPRする時間を設けること（第1部については、十分に市町のPRができるよう、より工夫すること。）。また、当日は、PR映像を使用する可能性があるため留意すること。
- ・各市町の首長及び担当者は、開催回のうちいずれか1回への参加を想定していることから、実施にあたって必要な嶺北各市町との連絡調整は発注者が行うものとする。
- ・イベント当日の各市町の首長、生産者、職人等出演者の控室については、発注者と協議すること。
- ・イベント当日は、イベントを円滑に進行するために必要な人数のスタッフを配置すること。
- ・参加者にアンケートを行うこと。なお、アンケートの内容については発注者と調整すること。
- ・高購買力層の参加者からは食材料費相当分を参加費として徴収し、徴収した金額は当該イベントの食材料費に充てることとする。

(2) 嶺北セレクション×東京

「ふくいのみ」認定商品^{※2}などの嶺北の事業者が製造する食品を流通に乗せることを目的とし、東京23区内に所在する高級スーパーマーケットのバイヤーに対して取扱を働きか

け、一定期間陳列の後、継続販売に繋げる。

※2 ふくいの恵み

福井の新鮮な食材や文化、歴史、伝統技術といった様々な地域資源を活用して製造された良質な農林水産加工食品であって福井市が認定した商品（福井市商工労政課ホームページ参照）

ア 取扱商品

- ・ 嶺北の事業者が製造又は販売する食品のうち、嶺北各市町が推薦する商品から選定する商品40品程度（選定は受注者が行い、1事業者につき1商品までとする。）及び受注者が提案する商品

イ 実施内容

(ア) 全体調整業務

- ・ 事業全体の進行を管理し、運営に係る業務を行うとともに関係者との連絡調整を行うこと。ただし、嶺北各市町との連絡調整は発注者が行うものとする。

(イ) 販路開拓推進業務

- ・ 東京都における食品の販路開拓に精通している者を担当として定めること。
- ・ 東京23区内の高級スーパーマーケットへの営業活動を通じて、取扱商品の商談を行い、新規取引先を開拓すること。
- ・ 販路開拓の目標は、2社以上かつ合計4店舗以上とする。
- ・ 必要に応じてサンプル提供等を提案すること。
- ・ 販売期間は1か月程度を目安とすること。
- ・ バイヤーが求める仕入れルートや期限等に対応できるよう、必要に応じて販売実現のための支援を行うこと。
- ・ 販売期間後の取引定着を目指し、継続的な販路の構築が図られるよう調整を行うこと。
- ・ 事業の効果検証のため、バイヤー及び事業者に対しアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容については発注者と調整すること。
- ・ バイヤーからの商品に対する意見やアンケート結果を事業者にフィードバックすること。

(3) 「嶺北×東京」フェア

東京都内の商業施設等において、嶺北の食品、地酒、工芸品のPR販売を行い、認知度向上や販路拡大につなげる。

ア 開催期間

契約締結日から令和9年2月28日までのうち、2日間

(「(1)嶺北ダイニング×東京」開催回のうち1回と日程を合わせて開催することが望ましい。)

イ 開催場所

東京23区内の商業施設等

※原則として百貨店、デパート、交通施設又はそれらに類する施設とする。

※消費者の購買意欲や会場付近の人通りの多さ等を踏まえ、PR販売や着ぐるみによる集客を行うにあたり効果的な会場を提案すること。

ウ 販売商品

嶺北の事業者が製造又は販売する食品、地酒、工芸品を対象商品とする。なお、次のいずれかに該当する商品については、優先して選定すること。

- ・嶺北の市町が推薦する商品
- ・(2)嶺北セレクション×東京において販路開拓した商品
- ・集客を図ることができる話題性の高い商品

エ 実施内容

(ア) 出店調整業務

- ・イベント名称を提案し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・会場、日程については諸条件を調整し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・事業全体の進行を管理し、運営に係る業務を行うとともに関係者との連絡調整を行うこと。

(イ) 出品調整業務

- ・出品を希望する商品の事業者については、誠実に出品条件を協議し、販売機会の提供に努めること（商品の募集については、会場及び日程決定後に本市が嶺北各市町を通じて行う。）。
- ・商品の特性に応じて、個々に仕入方法（委託販売又は買取販売）や仕入掛率などの条件を設定することは妨げない。
- ・販売価格と仕入価格の差額は、本業務の経費に充当することができるほか、受注者の収益とすることができるものとする。
- ・商品の仕入れ及び代金の支払いは、受注者の責任において誠実に行うこと。

(ウ) 会場設営業務

- ・業務目的を遂行するために効果的な店舗レイアウトを設計し、事前に発注者と協議す

- ること。
- ・嶺北のフェアであることを視認でき集客を促すことができるよう、店頭看板、ディスプレイ、装飾等を作成し設置すること。
 - ・什器や冷蔵ケースを手配し、会場の設営及び撤去を行うこと。
 - ・商品在庫の保管場所を確保すること。
 - ・嶺北の市町がPRをするためのスペースを確保し、参加市町分のテーブルを設置すること（最大11市町。参加数については、契約締結後に決定）。
 - ・着ぐるみの稼働に備えて着替えスペースを確保すること。また、着替えスペースから会場までの導線を確保すること。

(I) 店舗運営業務

- ・充実した商品展開に取り組み、嶺北の特産品等の認知度向上に繋げること。
- ・店舗管理の責任者を定め、会場の衛生管理及び維持管理を行うこと。
- ・店舗の運営及び維持管理に必要なスタッフを配置し、商品の説明、販売及び在庫管理を行うこと。
- ・施設管理者と調整のうえ、試飲試食を効果的に行うこと。
- ・試飲試食、酒類販売等により、保健所、税務署等への各種手続が必要となる場合は受注者の責任において行うこと。
- ・実施内容に応じた、衛生管理、安全対策を講じること。
- ・店舗の運営状況、商品の販売状況を記録する日報を作成すること。
- ・売り上げに応じた手数料を支払う必要がある場合は、受注者が負担すること。

(オ) 広報業務

- ・集客促進のための効果的な広報を実施すること。

6 スケジュール管理

スケジュール管理については、以下のことを遵守すること。

- ・本業務の実施にあたり業務計画表を作成し、発注者と協議のうえ誠実かつ円滑に業務を行うこと。
- ・進捗状況については、発注者に随時報告し、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者と調整すること。

7 業務完了報告書の提出

- ・イベント当日は、会場全体やアップの写真を過不足なく撮影すること。また、来場者の様

子ども分かるよう撮影すること。

- ・業務完了後は、以下の項目を記載し、会場の様子を確認できる写真を添付した業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。

- (1) ダイニングの実施内容、メディアを通じて発信した内容及びその効果、アンケート結果
- (2) セレクションの実施内容、販路開拓の成果、事業者へのフィードバック内容及びアンケート結果
- (3) フェアでの商品の販売状況等実施内容、客層及び購買動向

8 留意事項

(1) 経費について

- ・本仕様書に定める業務に係る経費は、嶺北各市町職員の参加旅費及び市町独自のPRの実施に係る費用を除き、本業務の経費として契約金額に含まれるものとする。また、「嶺北ダイニング×東京」について独自の提案がある場合、当該提案内容を実施するための費用についても契約金額に含まれるものとする。

(2) 第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(3) 関係者等との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては発注者及び関係者等と随時打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

(4) 秘密の保持

- ・委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(5) 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき発注者の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、

著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(6) 賠償責任

- ・受注者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(7) 定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

9 その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、選定された事業者と発注者との協議により、改めて決定する。